

第 13 回幸せになるための教育を実現する会議

日時 令和 6 年 3 月 1 日(金)

15 時 30 分～17 時

場所 市役所庁議室

1. 教育大綱の一部改訂について

2. 報告

- ① 提言を受けて予算化した事業
- ② 教育委員会の協議サイクル

3. その他

・令和 6 年度会議スケジュール

1. 教育大綱の一部改訂について

第2次半田市教育大綱（一部改訂案）

〈はじめに〉

平成29年4月に策定しました「（第1次）半田市教育大綱」に基づき、教育に係る各事業を実施して参りましたが、このたび、計画期間が満了することに伴い、これまでの教育大綱を総括するとともに検討を行い、第2次半田市教育大綱を作成しました。

本大綱は、半田市総合計画との整合性を図りながら、第1次教育大綱の理念を継承するとともに、将来を担う子どもたちが、生きる力や必要とされている能力、そして、それらを身につけるために、何をどのように学ぶか、といった新学習指導要領に示されている教育理念の実現を地域住民の皆様とともに推進するものとして作成しました。

なお、私は市政運営のすべてはが市民が幸せになることにつながると考えています。つきましては、人づくりにおいて最も重要な要素である教育において、「幸せ」になることを目的に掲げ、自分自身の判断基準で物事を見極め、納得できる答えを導き出し、行動していく能力の向上と、実践できる環境づくりが必要です。

そこで、令和7年度に予定していました中間見直しに先立ち、一部改訂を行います。

だれもが「幸せ」になることを目的として、将来への夢と希望をもち、「ふるさと半田」を大切に作る心を育てていけるようにすることを半田市の教育行政の使命とし、教育の振興を目指していきます。

令和6年3月

半田市長 久世孝宏

〈教育大綱の期間〉

対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。令和7年度に中間見直しを実施します。

I. 学校教育

＜基本理念＞

「ふるさと半田を愛する心を育み、

自分らしさと夢を育む学校教育の推進」

「幸せ」になることを目的として、キャリア教育を土台に元気いっぱい、笑顔いっぱい、優しさいっぱいの子どもを育てます。

○元気いっぱいの子

よく学び、よく遊び、心身ともに健康的な生活を送ることで育ちます。

元気な子は、周囲を明るくします。

○笑顔いっぱいの子

親しみに満ちた雰囲気の中で、「わかった!」「できた!」という達成感を味わうことで育ちます。笑顔あふれる子は、周囲を和やかにします。

○優しさいっぱいの子

ぬくもりのあるふれあいの中で育ちます。人に優しくできる子は、周囲を温かくします。

＜基本方針＞

「幸せ」を判断基準として、自分自身で物事を見極め、納得した答えを導き出し、行動していく能力を身につけるとともに、多様性を尊重し、個人個人が互いに納得できる答えを導き出す能力を身につけます。

1. ふるさと半田のよさを知り、愛し、誇れる人を育成します。

- (1) コミュニティ・スクール制度を生かし、学校・家庭・地域間が相互連携を図り、地域とともにある学校づくり、学校とともにある地域社会づくりを推進します。
- (2) 地域の伝統や文化、産業を学び、ふるさとを愛する心を育む地域学習を進めます。
- (3) ふるさとを誇りに思い、地域社会に貢献できる人を育む教育（国際理解・人権・平和・防災等）を進めます。

2. かけがえのない「いのち」を大切にし、人の役に立とうとする人を育成します。

- (1) 自他を尊び、「いのち」を大切にしようとする心を育てる教育を進めます。

- (2) 人との関わりを大切にし、人の役に立とうとする心を育てる体験活動を推進するとともに、豊かな心を育む道德教育の充実に取り組みます。
- (3) 安心して学校生活を送れる心地よい居場所づくりに努めるとともに、教育相談体制を充実します。

3. 確かな学力を身につけ、夢や目標に向かって自らを高めようとする人を育成します。

- (1) 自分らしくよりよく生きるために必要な力を育むキャリア教育を進めます。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」の学習を進めるとともに、誰ひとり取り残さない教育の実現に向け、きめ細やかな指導に努めます。
- (3) 幼稚園・保育園や高等学校、特別支援学校、専門機関との連携を通して、一人一人の特性やニーズに応じた適切な支援・指導を進める特別支援教育を充実します。
- (4) ICTの活用を推進するとともに、情報活用能力を育成します。

4. 望ましい生活習慣を身につけ、健康と体力の向上を図ろうとする人を育成します。

- (1) 基本的な生活習慣を身につけ、健全な成長をめざす健康教育を進めます。
- (2) 心を耕し、豊かにする読書や音楽文化に親しむ機会を設けます。
- (3) 望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を推進します。
また、運動に親しむとともに体力の向上をめざします。

5. 教育環境の整備と充実を進めます。

- (1) 幼稚園・保育園、小中学校、高等学校との連携を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、安心・安全の確保に取り組みます。
- (2) 老朽化施設の建替や大規模修繕を行い、学校内の安全性と快適性の向上を図ります。
- (3) 多様化する学習内容・学習形態の変化に対応できるように教職員の専門性や資質向上に取り組みます。

Ⅱ．生涯学習

＜基本理念＞

**「だれもが楽しみ 学びでつながる
自分づくり ひとづくり まちづくり」**

いつでも、どこでも、だれでも、学びたいときに自分自身の目的に そって主体的に活動し、充実した人生を送ることができ、その成果が 地域社会で適切に評価される「生涯学習社会」をめざします。

そして、市民一人ひとりが生涯にわたる学習を通して得た成果を、社会の諸活動に活かすことで心の豊かさを育み、地域社会を発展させる原動力となるような学びの支援をします。

＜基本方針＞

1．「自分づくり」のための学びの応援をします。

- （１）生涯にわたって学び続けたいと思う市民を応援します。
- （２）年齢、性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、すべての市民が学びたいことを学びたいときに学ぶ環境を提供します。
- （３）ライフスタイルに合わせた学習機会を提供します。

2．「ひとづくり」のための学びの応援をします。

- （１）学びのつながりにより、新しい指導者の育成や後継者の育成を支援します。
- （２）地域の活動に積極的に参加し、生活を豊かにしていくための学びの場を提供します。

3．「まちづくり」のための学びの応援をします。

- （１）豊かな地域社会づくりに取り組むための学習活動を支援します。
- （２）様々な形で市民が地域とつながることで、新たな市民が集うまちづくりの場を提供します。

2. 報告

① 幸せ会議からの提言を受けて予算化した事業

年度	事業名	内容	予算額(円)
R5	教職員教育研究事業	教職員の資質向上と当事者意識の醸成のため、工藤勇一氏に講演を依頼	235,960
	学校生活支援事業	教育の質を向上させるとともに教職員の負担を軽減するために小学校の教科担任として専科教員を配置(4人)	10,532,040
		地域とともにある学校を目指す上で、地域と学校の連携を進めるとともに教職員の負担を軽減させるために学校地域協働支援員を配置(1人)	2,483,784
R6	教職員教育研究事業	教職員の資質向上と当事者意識の醸成のため、工藤勇一氏に講演を依頼	236,100
	学校生活支援事業	教育の質を向上させるとともに教職員の負担を軽減するために小学校の教科担任として専科教員を配置(2人)	6,345,448
	学校地域協働支援員配置事業	地域とともにある学校を目指す上で、地域と学校の連携を進めるとともに教職員の負担を軽減させるために学校地域協働支援員を配置(2人)	6,274,690

② 教育委員会の協議サイクル(令和 6 年度予定)

月	教育委員会	市	幸せになるための教育を実現する会議
4	前年事業まとめ		
5	課題と改善点まとめ		
6		新:総合教育会議開催	
7	3か年実施事業作成・提出		会議(学校の課題協議) ⑭6/4、⑮6/21、⑯7/5
8		3か年実施計画協議	
9	新年度予算作成・提出		
10		◎3か年実施計画公表	ハッピーウィーク学校参観
11		新年度予算協議	⑰(中間報告・学校参観の意見交換)
12			
1			
2		◎新年度予算(案)公表	⑱(まとめ)
3			

※従来からの変更点

秋ごろに開催していた総合教育会議を5月下旬に実施し、前年度事業の報告と重点的に講ずべき施策を協議する。3か年実施計画、予算化と連携させ、毎年の事業サイクルにする。

幸せになるための教育を実現する会議スケジュール

【会議のスケジュール】

◆第14回 6月4日（火）15:30～17:00 市役所庁議室

内容：教育委員会の令和5年度の実施報告と課題

◆第15回 6月21日（金）15:30～17:00 市役所庁議室

内容：教育委員会からの報告を受け、課題解消のための議論

◆第16回 7月5日（金）15:30～17:00 市役所庁議室

内容：教育委員会からの報告を受け、課題解消のための議論

◆第17回 11月頃 市役所

内容：教育委員会からの令和6年度中間報告、ハッピーウィーク学校参観の意見交換

◆第18回 2月頃 市役所

内容：まとめ

【その他】

◆学校参観（ハッピーウィーク）

10.1（日）～10.7（土）のいずれか 各学校



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

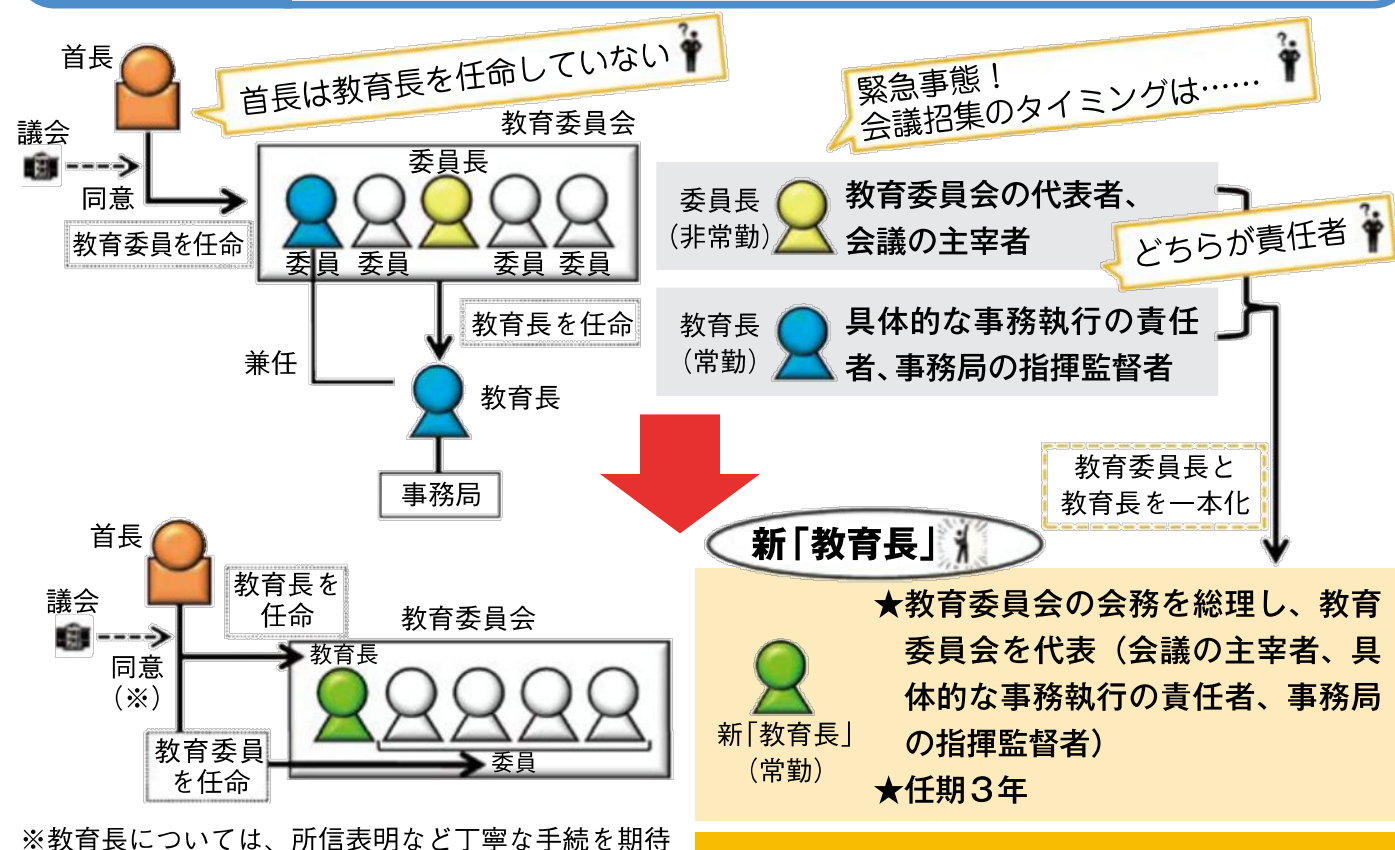
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

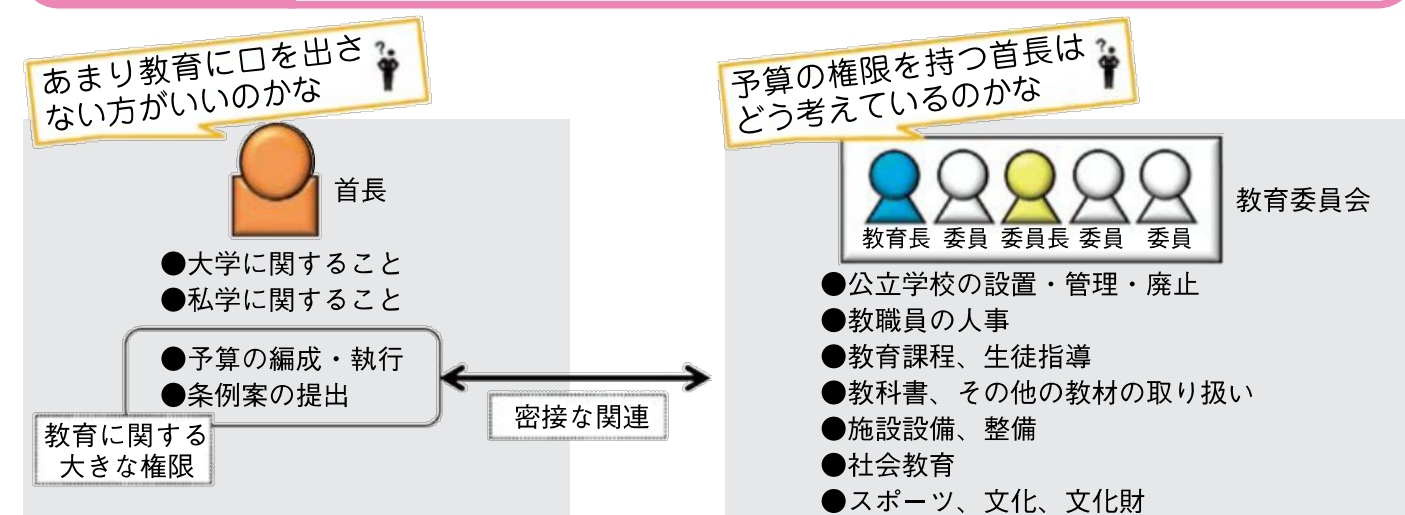
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数 1 / 3 以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化